

国土利用計画花巻市計画

— 第二次 —

令和元年9月

岩手県花巻市

目 次

前 文	1
1 市土の利用に関する基本構想	2
(1) 市土利用の基本方針	2
(2) 利用区分別の土地利用の基本方針	4
(3) 地域類型別の土地利用の基本方針	6
2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	7
(1) 区分ごとの規模の目標	7
(2) 地域別の土地利用の概要	9
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	13
(1) 公共の福祉の優先	13
(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用	13
(3) 地域整備施策の推進	13
(4) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保	13
(5) 土地利用の転換の適正化	14
(6) 土地の有効利用の促進	15
(7) 土地に関する調査の推進	16
(8) 多様な主体の連携・協働による市土管理の推進	16

前 文

国土利用計画花巻市計画（以下「市計画」という。）は、国土利用計画法第2条に定められた国土利用の基本理念のもとに、同法第8条の規定に基づき、本市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項について定めるものであり、同法第7条の規定により定められた岩手県計画を基本とするものです。

さらに市計画は、本市が目指すべきまちの姿やまちづくりの方向性を定めた花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（平成25年9月）に即して定められ、「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く笑顔の花咲く温か都市 イーハトーブはなまき」を将来都市像とし、交流人口の増加や産業の振興等を目指した強くて優しいまちづくりのため、基本構想の土地利用の面について補うとともに、個別の土地利用関係法令に基づく諸計画の指針となるものです。

なお、市計画は、岩手県計画や花巻市まちづくり総合計画の改訂、社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて適宜検討を加えたいえ見直しを行うものとします。

（参 考）

国土利用計画法

（基本理念）

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

（市町村計画）

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

1 市土の利用に関する基本構想

(1) 市土利用の基本方針

ア 花巻市のおかれた土地条件

花巻市は、岩手県のほぼ中央に位置し、面積は 908.39 k m²であり西部に奥羽山脈、東部には北上高地の山並みが連なる北上平野に位置しています。市内には豊沢川、稗貫川、葛丸川及び猿ヶ石川等を支流とする北上川が南北に流れ、早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園等、県を代表する豊かな自然環境が東と西に広がるとともに豊富な温泉群を有しています。

気候は、北上川を挟んだ低地帯の中央部では内陸性盆地型気候であり、特に夏場における昼夜の温度差が大きく、冬季は比較的温暖で積雪量が少なくなっています。一方、西部の奥羽山麓は寒冷多雪の気候に支配され、12月から3月まで積雪もありますが、奥羽山脈にさえぎられるため、日本海側に比べると少ない積雪量となっています。

花巻市の交通は、県内唯一の花巻空港、南北方向の軸を形成する東北新幹線、J R 東北本線、東北縦貫自動車道、国道 4 号、東西方向の軸を形成する J R 釜石線、東北横断自動車道釜石秋田線及び国道 283 号が交差する交通の要衝となっており、広域の拠点都市として果たすべき役割は今後とも大きなものがあります。

イ 土地利用の基本

土地は、現在及び将来における市民の限られた貴重な資源であり、市民が将来において生活を営み、生産を通じたさまざまな活動を展開していくための共通の基盤になるものです。このため、今後の土地利用については、豊かな森林と農地など環境の保全を図りつつ、都市と農村が共存する特色を活かし、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、「強くて優しいまちづくり」、「市民参画・協働のまちづくり」を基本姿勢とし、総合的かつ計画的な利用を通じて安全性を高め、持続可能で豊かな市土を形成する土地利用を進めていきます。

ウ 土地利用をめぐる社会的背景

花巻市は、これまで農業、工業、商業、観光等の各産業がバランス

よく発展してきましたが、人口は、少子高齢化の人口減少社会の到来により今後ゆるやかに減少する見込みです。しかし、核家族化や単身世帯の増加により世帯数は増加し、これに伴う宅地の需要は引き続き見込まれるものと予測されます。

一方、地球レベルでの環境問題が深刻化し、極端な降雨による水害や土砂災害がさらに頻発化・激甚化する懸念があることなどから、環境に対する人々の意識が大きく変わってきています。森林がもたらす国土保全や保水、自然浄化の機能が注目され、公益的機能向上への働きかけが行われてきたり、より豊かな自然とのふれあいを求める志向が強まっています。豊かな自然に恵まれた花巻市においても、自然環境の保全への配慮とともに、自然とのより密接な関係をつくり出すような、有効な活用方策が求められています。また、自然環境・生態系に与える負荷をできる限り低減することも重要な課題であり、土地の有効利用に関しても、自然のシステムにかなった利用を進めていく必要があります。

さらに近年、関心が高まっている災害等からの安全性に対する要請はもちろん、健康でかつ快適に暮らすことのできる居住環境の形成が求められており、多様で多岐にわたる地域住民のニーズをくみとりつつ、優れた生活環境をもたらす土地利用を進めていかなければなりません。

エ これからの土地利用のあり方

① 土地需要の量的調整

宅地等の都市的土地利用については、将来の市の姿に適した規模を考慮し、低・未利用地や空き家の有効活用を図りながら、効率的かつ合理的な利用を推進するとともに、地域における拠点間ネットワークの充実化と都市機能の集約化を進め、コンパクトで利便性の高い良好な居住環境の形成を図ります。

農林業に関する土地利用については、生産性向上に重点を置いた農林業生産基盤の整備を進め、農地の集積等の効率的経営を促進します。また、既存の農地や森林が生産面ばかりでなく、自然や生活環境の中で担っている役割も考慮し、適正な保全と荒廃農地の適正な利用を図るとともに、土地利用の転換にあたっては十分な検討のもとで行うものとします。

② 土地利用の質的向上

地震や洪水、山地崩落等の災害から人命や財産を守るため、防災・減災対策を推進するとともに、自然環境のもつ防災能力を最大限活用できるよう、安全で安心できる土地利用を進めます。

大気や水など物質循環の維持や都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、さまざまな生物が生息できる多様性がある豊かな自然生態系の保全を図ることにより、自然と共生する持続可能な土地利用を進めます。

森林や農地等の緑資源の確保・保全、歴史的風土の保全、都市と自然が調和する個性ある景観づくりを進めるとともに、市民の余暇志向や自然とのふれあい志向にも留意した美しくゆとりのある土地利用を進めます。

(2) 利用区分別の土地利用の基本方針

ア 農地

農地については、競争力のある農業を確立するため、その効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、長期的な食糧需給の動向を考慮し、必要な農地の確保と農業生産力の維持強化を図ります。また、農地の管理を通じ、農地としての土地の保全、自然環境の維持、農村景観の形成等多面的な機能が発揮されるように努めるとともに、環境に配慮した農業生産の推進を図ります。

イ 森林

森林については、木材等林産物供給の経済的機能のほか、水源のかん養や保健、休養、土砂災害の発生防止、生態系の保全、地球温暖化防止などの公益的機能が総合的・持続的に発揮できるよう、森林の適正管理と林業生産基盤の整備を図っていきます。

ウ 水面・河川・水路

河川の氾らん地域における安全性の確保のため、整備等に要する用地を確保していきます。また、水面及び河川等の整備にあたっては、水の浄化作用、多様な生物の生育環境、景観形成に果たす役割等の様々な機能に配慮するとともに、市民の生活環境に資する親水性の確保を図っていきます。

エ 道路

国道・県道・市道については、市土の有効活用及び良好な生活環境

の形成とともに、既存都市施設の機能強化、新たな都市機能の誘導、産業基盤の確立、地域拠点間のネットワークによる広域的な交流連携等が図られるよう整備を推進するとともに、必要な用地を確保していきます。また、施設の適切な維持管理や更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

農道・林道については、農林業の生産性向上、農地・森林の適正な管理及び農山村の生活環境の整備を促進するため、必要な用地を確保していきます。

道路の整備にあたっては、自然環境の保全や既存の土地利用に与える影響を考慮しつつ進めるものとします。

オ 住宅地

住宅地については、低・未利用地や空き家の有効活用を図りつつ、都市部では生活環境基盤及び生活関連施設の整備を図るとともに、良好な用地を確保していきます。また、農村集落においても、低・未利用地や空き家の有効活用を図りつつ、農林業的土地利用との調整を図りながら、必要な用地を確保していきます。

カ 工業用地

工業用地については、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、地域産業活性化の動向等によるニーズを踏まえ、産学官連携と空陸交通ネットワークの高度利用による企業誘致を進めながら、地域社会との調和と周辺環境の保全に十分に配慮しつつ、工業生産に必要な用地を計画的に確保していきます。

キ 事務所・店舗用地

事務所や店舗用地については、賑わいのある商店街の再生を図るため、低・未利用地や空き家の有効活用を優先して進めます。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和を踏まえた適正な誘導を図ります。

ク 公用・公共用地

文教体育施設、公園緑地及び厚生福祉施設等については、市域あるいは地域における利用者の利便性に配慮しながら、その適正配置と周辺環境の保全に配慮し、その必要な用地を確保していきます。

(3) 地域類型別の土地利用の基本方針

ア 都市地域

都市地域については、世帯数の増加や新たな産業の集積など社会・経済状況の変化を踏まえ、市街化を図る必要のある地域においては、低・未利用地や空き家の有効活用と、農林業的土地利用との調整を図りつつ、土地の高度利用や公共空間の確保、市街地の利便性・快適性の向上、都市内交通の円滑化等により、コンパクトで快適な環境の市街地形成を図ります。また、防災拠点やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。さらに、周辺の他都市や農村地域の拠点との都市機能分担とサービスのネットワーク化を進め、効率的で利便性の高いコンパクトな都市の形成を推進します。

イ 農村地域

農村地域については、基幹産業としての農林業に必要な農地・森林等の保全を図るとともに、必要な基盤整備と既存施設の維持管理を行っていきます。集落等の居住地域においては、生活利便施設の整備を図ります。また、農村地域で日常生活サービスの中核となる拠点を充実させ、都市地域の中心拠点間とサービスのネットワーク化による連携を進め、生活利便性の維持・向上を図ります。

ウ 山間地域

山間地域については、林業の生産性の向上と森林の適正な管理により、森林資源の保全及び育成を図り、地球温暖化対策と防災・減災対策を進めます。また、多様性のある貴重な野生動植物の生息地等を保全するとともに、自然環境の保全に配慮しながら、市街地の環境を支える地域として、市民の憩いの場、レクリエーションの場としての活用を図ります。

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 区分ごとの規模の目標

- ア 計画の目標年次を令和 7 年、中間年次を令和 4 年、基準年次を平成 27 年とします。
- イ 土地の利用に関し、その前提となる基礎数値として平成 27 年を基準に、令和 7 年の人口と世帯数をそれぞれ、91,919 人、34,430 世帯と推定します。
- ウ 土地の利用目的に応じた利用区分は、農地、森林、道路、宅地等の地目別区分及び市街地とします。
- エ 土地の利用区分ごとの規模の目標については、土地の利用の現況とその推移についての調査に基づき、将来人口等を前提として、利用目的の区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と合わせ、総合的な調整を行い定めるものとします。
- オ 土地利用の構想に基づく令和 7 年の利用区分ごとの規模の目標は、次（表 1）のとおりです。
- カ なお、以下の目標数値は、今後の社会経済動向の変動などにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

表 1

土地の利用目的に応じた利用区分規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	基準年次 平成27年 (2015年)	中間年次 令和4年 (2022年)	目標年次 令和7年 (2025年)	構成比		
				基準年次 平成27年 (2015年)	中間年次 令和4年 (2022年)	目標年次 令和7年 (2025年)
農地	15,840	15,784	15,706	17.4	17.4	17.3
森林	59,637	59,618	59,609	65.7	65.6	65.6
原野等	105	105	105	0.1	0.1	0.1
水面・河川・水路	3,696	3,696	3,696	4.1	4.1	4.1
道路	3,678	3,713	3,726	4.0	4.1	4.1
宅地	3,205	3,282	3,370	3.5	3.6	3.7
住宅地	2,251	2,288	2,311	2.5	2.5	2.5
工業用地	170	178	236	0.2	0.2	0.3
その他の宅地	784	816	823	0.9	0.9	0.9
その他	4,678	4,641	4,627	5.2	5.1	5.1
合計	90,839	90,839	90,839	100.0	100.0	100.0
市街地	388	394	394	—	—	—

注1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

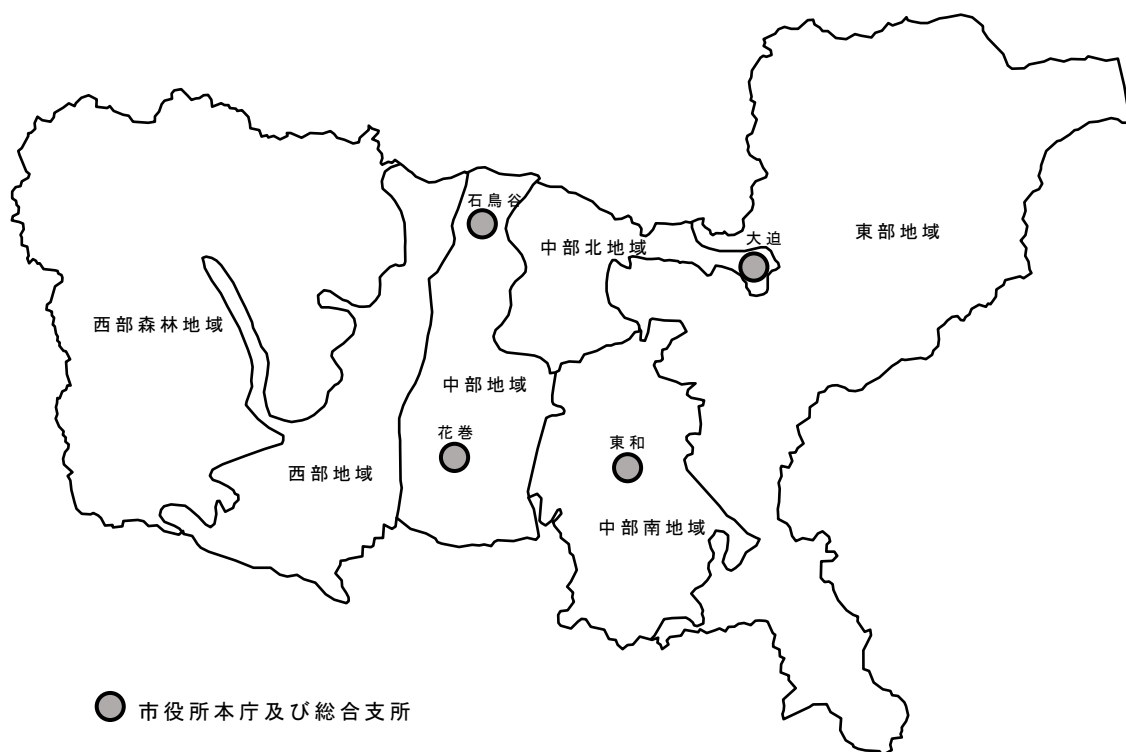
注2 市街地は、「国政調査」の定義による人口集中地区である。

注3 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

(2) 地域別の土地利用の概要

花巻市の自然的・歴史的・経済的・文化的条件等を踏まえ、西部森林地域、西部地域、中部地域、中部北地域、中部南地域、東部地域の6地域に区分し、それぞれの特色を踏まえながら、地域別の土地利用の方向を次のとおりとします。

区分	地域名	地域の範囲
1	西部森林地域	葛丸ダム及び豊沢ダムを含む西側山林一帯
2	西部地域	八日市・大瀬川・好地・湯本・二枚橋・湯口・花巻の各一部、太田、笹間
3	中部地域	八日市・大瀬川・好地の各一部、八幡、湯本・二枚橋・湯口・花巻の各一部、宮野目、矢沢の一部
4	中部北地域	新堀、八重畑・亀ヶ森・大迫の各一部
5	中部南地域	八重畑・小山田の各一部、矢沢の一部、土沢、中内、谷内の一部
6	東部地域	内川目、外川目、亀ヶ森・大迫・小山田・谷内の各一部、田瀬



【花巻市地域区分図】

ア 西部森林地域

この地域は、国有林を中心とした森林が大半を占めていて、豊沢川上流に位置する豊沢ダムは、西部地域の温泉郷と共に県立自然公園に指定されているほか、市民生活や生産活動のための水源となっています。一帯には貴重な生態系を有するブナ林など広葉樹も広く自生しており、毒ガ森地区は国の植物群落保護林に指定され、中山峠周辺地域は県立自然公園区域に編入する方向で検討がされています。北部に位置する葛丸ダムは、農業生産活動の水源となっているほか、葛丸川溪流は自然に親しむ観光資源となっています。

今後は、この豊かな森林資源を水源かん養や保健、休養、土砂災害の発生防止や豊かな自然生態系の保全など、本市のうるおいのある生活環境を支える場として、市民参加による森林づくりなどで積極的な保全を図ります。

イ 西部地域

この地域は、観光の中心資源である温泉郷及び県立花巻広域公園のほか、工業団地や優良な農地が整備されているなど、本市の観光や農業の中核を担う地域です。

このため、無秩序な宅地化を抑制し、優良な農地の保全を図るとともに、良好な集落環境の形成と、中心拠点とのネットワーク化により日常の利便性を高めていきます。

工業団地内の未分譲地については、企業誘致活動を促進し、工業用地としての土地利用を進めます。

また、この地域には岩手の名水 100 選の水分地区を中心とする自然的資源、清水寺や高村山荘等の歴史的・文化的資源もあり、市民の心のやすらぎと豊かさを育む場としてこれらの保全に努めます。

温泉郷や県立花巻広域公園等を中心とした地域については、保健、休養、スポーツ、レクリエーションの場として自然環境の保全を図ります。

ウ 中部地域

この地域は、市域の中央部に位置し、本市の商業や工業、国・県・市の行政機能が集積しているほか、国道 4 号や新幹線、高速道路のインターチェンジ、空港など広域交通の要衝となっており、商業・業務系の土地利用を中心に住宅地が広がるなど都市的土地利用を主体とした地域

です。また市街地を取り囲むように、農業基盤整備実施済みの優良農地も広がっています。

胡四王山や東十二丁目周辺には森林が広がり、胡四王山周辺は環境緑地保全地域に指定され、宮沢賢治記念館や宮沢賢治童話村、博物館等の文化・観光施設が整備され、多くの交流人口があります。

このことから、都市計画法により指定されている用途地域（以下「用途地域」という。）は、本市の中心的役割を担う地域として、商業・業務機能・文化的機能等を配置した中心拠点の形成を推進し、他地域の主な拠点とのネットワーク化を進め、活気とにぎわいのある空間の形成を図ります。また、人口減少にかんがみ優良な農地の保全に留意し、低・未利用地や空き家の有効活用を図りながら、必要な都市的土地利用のまとまりをコンパクトに確保し、農地と宅地の調和のとれた土地利用の誘導と定住人口の誘導を図ります。工業団地については、企業の立地ニーズや動向を踏まえながら、周辺の農地や市街地の環境に十分に配慮しつつ、柔軟に用地の確保に努めるとともに、産業集積に必要な立地基盤の計画的整備を図ります。

宮沢賢治記念館周辺においては、今後も保健、休養、学習等の場としての機能の保全に配慮しながら、森林と観光施設が調和した観光文化拠点として保全を図るとともに、森林の整備、利用の高度化を図ります。

エ 中部北地域

この地域は、大迫地区に商店街が形成されているほかは、農業基盤整備実施済みの優良農地が広がっています。新堀や八重畑、亀ヶ森周辺は、集落と農地が混在しています。

このため、無秩序な宅地化を抑制し、優良な農地の保全を図るとともに、良好な集落環境の形成と、中心拠点とのネットワーク化により日常の利便性を高めていきます。紫波町境には山林が広がり、戸塚森周辺には森林公園があるなど、市民の余暇や心のやすらぎと豊かさを育む場としてこれらの保全に努めます。都市化が進展する地区については、快適で安全な住みよい都市環境の確立に向けた検討を進めます。

オ 中部南地域

この地域は、北上高地の西側に位置し、中央部は猿ヶ石川の流域に沿って拓けた地区もあるものの、北上山系に属する丘陵地帯が多い地域で、

丘陵地を切り開くように農地が広がっています。土沢周辺は商店街が形成され、東北横断自動車道東和インターチェンジや道の駅も整備されるなど、交流人口の多い地域です。

このことから、丘陵地や猿ヶ石川沿いにある森林等については、木材生産のみならず、自然とのふれあいの場や緑地としての保全・整備を図ります。また、農地を保全し、良好な集落環境の形成を図るほか、用途地域については、住宅と商業、事務所機能等の調和のとれた土地利用を図り、中心拠点とのネットワーク化により日常の利便性を高めていきます。

カ 東部地域

この地域は、早池峰国定公園や早池峰ダム、田瀬ダムを有し、ダムの周囲を国有林や民有林が取り囲むように広がっている地域です。森林が地域の多くの面積を占めている一方、稗貫川や猿ヶ石川、その支流沿いに集落が形成され農地が点在しています。早池峰ダムと田瀬ダムは、市民生活や生産活動のための水源となっているほか、貴重な動植物も生息しています。特に田瀬ダムは、ボートや釣りなど保養やレジャーの場として多くの観光客等に利用されています。

今後は、この豊かな森林資源を水源かん養や保健、休養、土砂災害の発生防止や多様な自然生態系の保全など、本市のうるおいのある生活環境を支える場として、市民参加による森林づくりなど積極的な活用を図ります。また、農地を保全し、良好な集落環境の形成を図るとともに、中心拠点とのネットワーク化により日常の利便性を高めていきます。

森林や水面などで構成され都市的土地需要が少ない地区では、自然的土地利用の保全と、スポーツ、レクリエーション機能の調和に適した規制・誘導手法の確立に向けた検討を進めます。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地は現在及び将来にわたり限られた資源であり、生活や様々な生産活動における共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法及び自然公園法等の土地利用関連法を適切に運用し、必要に応じてこれらの法律に基づく地域指定の見直しを行うなど、適正な土地利用の実現に向けて、市全域における総合的かつ計画的な見地から調整を行うものとします。

(3) 地域整備施策の推進

地域の特性に応じた農業・工業・商業等産業基盤の整備や道路・公園等の生活環境施設、福祉施設、教育文化施設等の地域振興政策の推進を図ります。

(4) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

ア 地球温暖化防止

二酸化炭素の吸収源となる森林や都市公園、街路樹等の緑の適切な保全や整備を図ります。

イ 自然災害への対応

自然災害への対応として、河川、砂防、治山等の市土保全・防災施設や災害に強い道路の整備と維持管理を進めます。

また、自然生態系が有する非常時の防災・減災機能を利用した災害対策を推進します。

ウ 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

エ 健全な水環境の確保

健全な水環境の確保を図るため、農地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、水辺地等の保全を進めます。また、河川、湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減します。

オ 自然環境の保全と活用

高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等による保全を図ります。

野生生物の生息、生育、希少性等、生態系の多様性の観点から守るべき自然についても、行為規制等により適正な保全を図ります。

農林業的土地利用等を通じて形成された二次的な自然については、適切な農林業活動や民間等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

カ 歴史的風土の保存及び文化財の保護

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行います。また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市地域においては美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成、農村地域においては二次的自然としての景観の維持・形成を図ります。

キ 良好な環境の確保

良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等における環境保全上の配慮や、一定規模以上の開発行為等についての環境影響評価の実施、施設整備後の適切な維持管理の実施などにより土地利用の適正化を進めます。

(5) 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

ア 農地

農地を他に利用転換する場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農地的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な土地利用転換を抑制し、農地が確保されるよう充分考慮します。

イ 森林

森林の利用転換は、安定した林業経営の確保に加え、水源かん養や保健、休養、土砂災害の発生防止や生態系の保全としての機能等、森林の多面的な公益的機能に支障を及ぼさないよう充分考慮し、周辺土地利用との調整を図っていきます。

ウ 大規模な土地

大規模な土地利用転換は影響が広範であることから、周辺地域を含め事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

(6) 土地の有効利用の促進

ア 農地

効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積や集落営農の推進を図ります。また、荒廃農地については、農業生産力の維持強化と環境保全の観点から、その解消と発生防止を図るために必要な措置を講じます。

イ 森林

森林管理及び地域材生産のための基盤整備を計画的に推進し、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進します。また、木質バイオマスの利活用について検討します。自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図ります。

ウ 水面・河川・水路

治水や利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

エ 道路

電線類の地中化や、道路沿道を利用した緑化・花いっぱい運動等を推進して、良好な街並み景観の形成を図ります。

オ 住宅地

道路、公園緑地、下水道、浄化槽の整備・設置など、安全・安心、快適な居住環境の整備を促進するとともに、低・未利用地の有効利用や、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進し、居住が集積するコンパクトな市街地形成を進めます。住宅の長寿命化など持続的な利用

を図ります。

カ 工業用地

雇用の場の確保と市民所得の向上を図るため、社会経済動向を見据えるとともに地域社会との調和に充分配慮しつつ、質の高い低コストの工業用地を計画的に確保していきます。また、既存の工業団地のうち未分譲地等の有効利用の促進を図ります。

キ 事務所・店舗用地

商店街の高度利用を図り都市機能の集積を進めるため、極力、低・未利用地や空き施設などを商業・サービス業事業者が立地しやすい環境に整え、土地の有効活用を促進します。

ク 公用・公共用地

文教体育施設、公園緑地及び厚生福祉施設等の公用・公益施設用地及びレクリエーション施設用地については、人口減少や行政需要の増大及び余暇時間、自由時間の増大を考慮し、都市地域と農村地域の両拠点での機能分担とネットワークによる連携を図り、適正配置に努めながら有効利用を図ります。

ケ 低・未利用地

低・未利用地や空き家については、市土の有効利用及び環境の保全の観点から、当該土地の目的に沿って積極的な活用を図り、コンパクトで利便性の高い良好な市街地形成を推進するとともに、周辺の土地利用状況に応じて緑化を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を推進します。

(7) 土地に関する調査の推進

土地利用の動向を的確に把握し、計画と現状について評価を行うため、土地の総合的な情報収集を継続的に行うとともに、自然環境保全調査等土地に関する基礎的な調査を実施します。

(8) 多様な主体の連携・協働による市土管理の推進

行政や土地所有者に加え、NPO・関係団体・事業者等による森林づくり活動、農地の保全管理活動など直接的な市土管理への参加や、地元農産品の地産地消や緑化活動への寄付など、間接的に市土管理につながる取組などにより、多様な主体が様々な方法により市土の適切な管理に参画していく取組を進めます。